

航空法施行規則の一部改正について（案）

1．背景

航空機に乗り組んでその運航を行う者（操縦士等）は、航空従事者技能証明及び航空身体検査証明の両方の証明を有することが必要とされており、航空身体検査証明は操縦士等に対する証明制度として、航空従事者技能証明と対を成す重要なものであります。

航空身体検査証明は、国土交通大臣が指定した医療機関等（航空身体検査指定機関）において実施した身体検査の結果が航空法施行規則別表第4の身体検査基準に適合する場合に、国土交通大臣又は国土交通大臣が指定した医師（指定航空身体検査医）が行うとされていますが、当該指定航空身体検査医に対する欠格要件については、整備されていません。

今回、これを定めることにより、不適当な医師を航空身体検査医に指定することを防ぎ、適切な航空身体検査証明を推進することを目的とするものです。

2．改正の概要

指定航空身体検査医が指定の取消しを受けた場合、その取消しの日から2年を経過しないものは、新たな指定申請をすることができないよう欠格要件を制定する。

3．適用期日

平成16年5月予定